

第4章

全体構想

1. 将来の土地利用方針

将来の土地利用方針では、令和12（2030）年度を目途として、整備あるいは検討を進めるべき土地利用の方向を示します。

【基本方針】

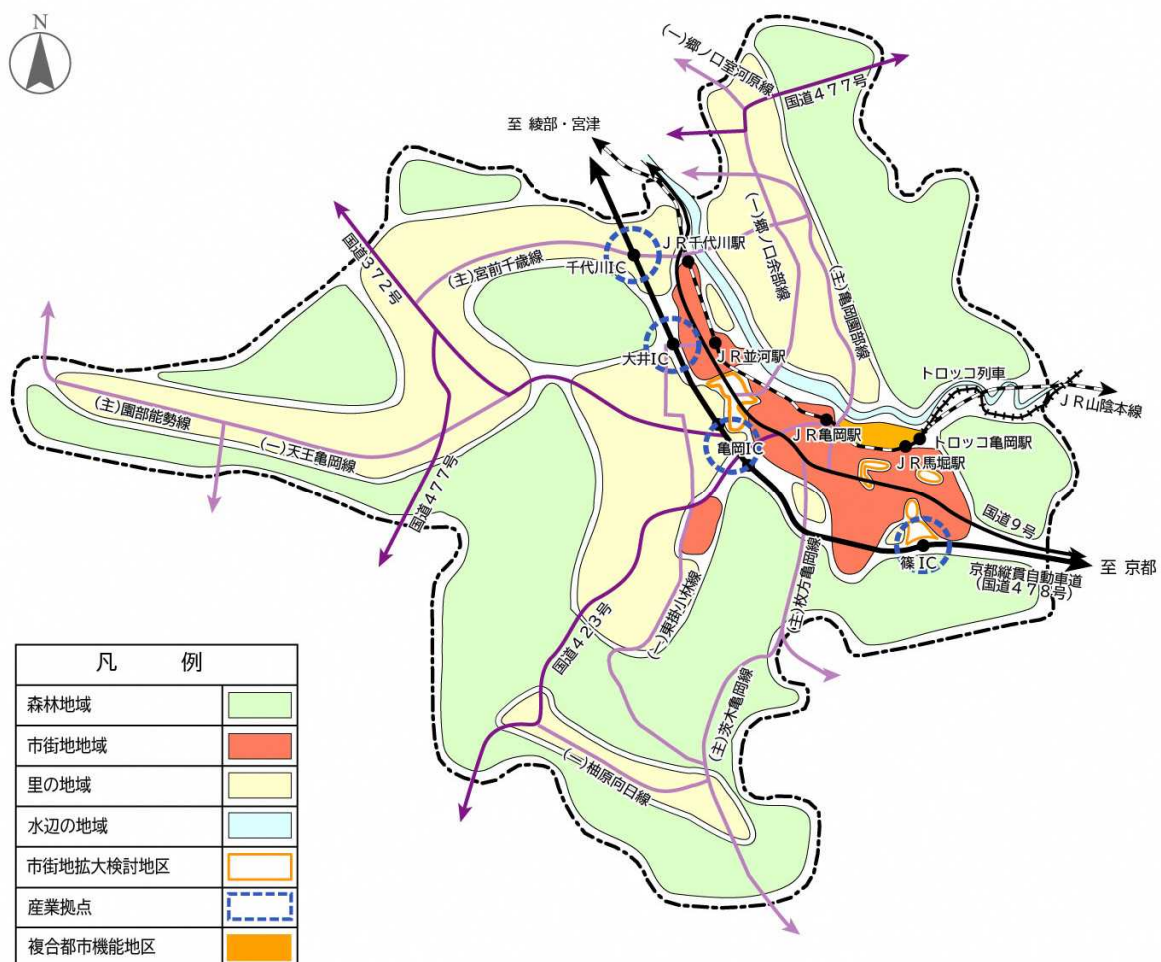
- 人にやさしい誰もが住み続けたいと思えるまちづくりに向け、都市機能の集積と充実による効率的な土地利用を図ります。
- にぎわいと活力ある自立したまちづくりに向け、新たな産業拠点の形成や各拠点の機能向上を図るとともに、JR亀岡駅を中心とする新たな市街地の形成に向けた土地利用を図ります。
- うるおいあるまちづくりに向け、豊かな自然環境と調和し、特徴的で魅力ある景観に配慮した土地利用を図ります。
- 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに向け、適切な土地利用の配置・誘導を図ります。
- 新たな都市活力の創造に向け、農業振興と周辺環境との調和に留意しつつ、適切な規模での市街地の形成による新たな土地利用転換を検討します。

1—1. 市域全域の土地利用方針

名称	対象範囲	方針
森林地域	亀岡盆地の周辺に広がる森林地域	林業のほか水源の涵養をはじめ環境や防災など多様な公益的機能を有する森林の保全を基本としつつ、市民や来訪者が自然にふれあうレクリエーションの場、自然の大切さを学ぶ環境学習のフィールドとして多面的な活用を図ります。 また、都市計画区域外の地域では、土地利用の整序や環境の保全に向けた誘導施策を検討します。
市街地地域	鉄道駅周辺や幹線道路沿線の住宅・工業・商業が集積する市街地	住宅、工業、商業の用途に応じて、それぞれの機能が効果的に発揮できるよう最適な土地利用を図ります。

名称	対象範囲	方針
里の地域	市街地周辺の田園集落地と森林地域のあいまに分布する農地と集落地及びその周辺	京阪神大都市圏に隣接した立地を活かし、都市近郊農業を展開するため、優良な農地の保全整備を進めるとともに、市街化調整区域における既存集落まちづくり区域指定制度などを活用し、都市活動を支える農村地域として地域活力の維持・再生を図るため移住・定住を促進します。 また、都市計画区域外の地域では、土地利用の整序や環境の保全に向けた誘導施策を検討します。
水辺の地域	桂川及びその沿岸の河川空間	桂川及びその支川の河川改修を促進するとともに、桂川右岸敷の活用など、沿川に市民や来訪者が憩い、交流することができる親水性のある水辺空間を整備します。 また、市民との連携により、使い捨てプラスチックごみの削減や河川美化、生態系の保全などの取組を進めます。
市街地拡大検討地区	市街化区域への編入を検討する地区	都市機能の効率的で効果的な市街地の形成を図るため、隣接する市街地における土地利用や周辺環境との調和に配慮しながら、適切な規模での市街地の形成を検討します。
産業拠点	京都縦貫自動車道千代川・大井・亀岡・篠ＩＣ周辺地域	広域道路網を活かした産業の拠点として、京都縦貫自動車道大井ＩＣ及び篠ＩＣ周辺に形成された企業団地については、企業活動の展開支援などによる工業系土地利用を検討します。 その他のＩＣ周辺においても、市街化調整区域における地区計画制度などの活用による土地利用を検討します。
複合都市機能地区	JＲ馬堀駅周辺から（主）亀岡園部線までのJＲ山陰本線と桂川に挟まれた地区	桂川及び沿川の環境に配慮しながら、複合的な土地利用への転換を検討します。

■ 市域全域の土地利用方針図

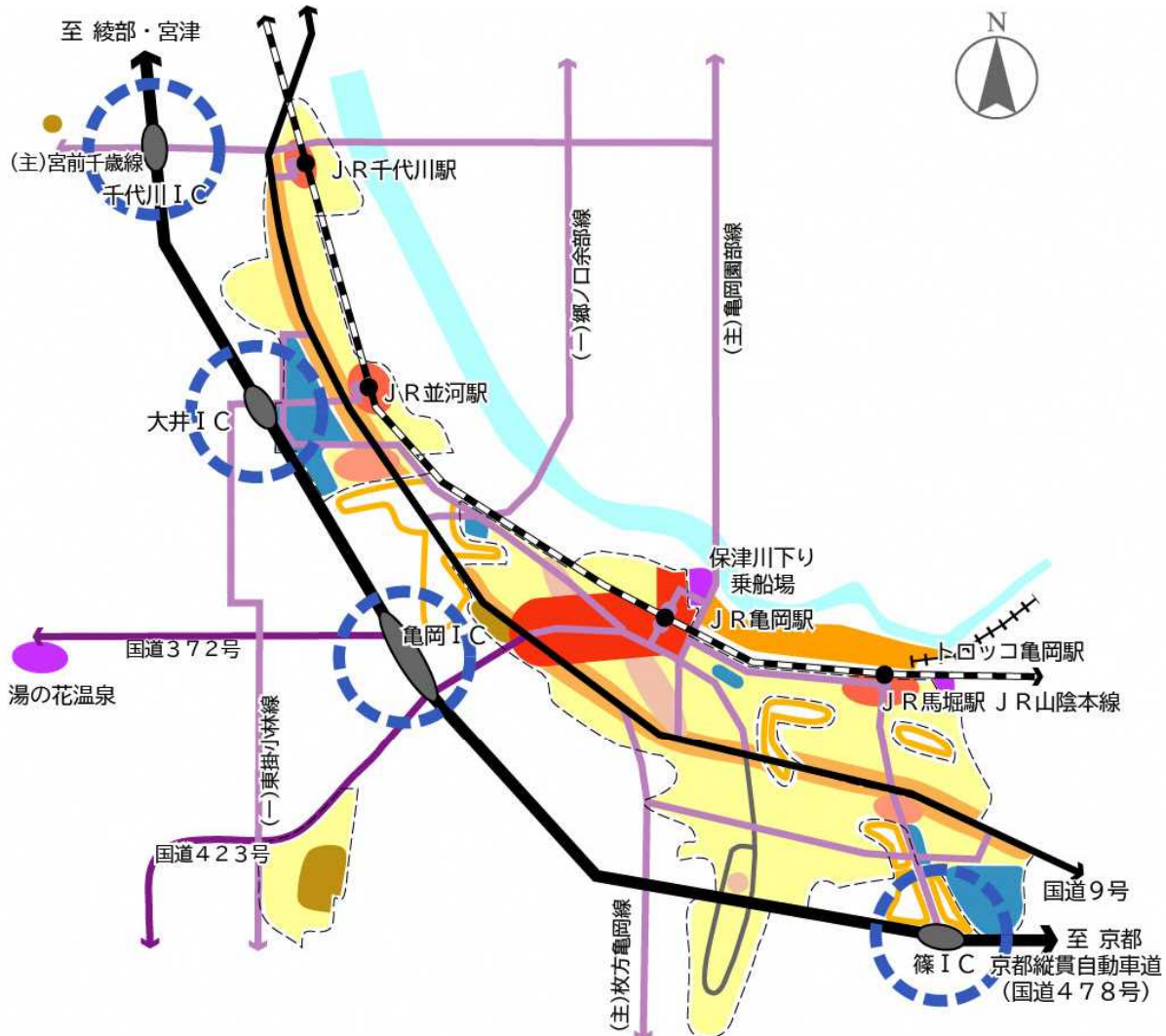


1—2. 市街地とその周辺の土地利用方針

名称		対象範囲	方針
住居系	住宅地区	市街化区域内の住宅地	ゆとりある公共空間の確保と、適正な都市機能の配置・誘導や地域の特性を活かした景観づくりによる質の高い住宅地の形成を図ります。
			「南丹地域商業ガイドライン」に基づき、大規模商業施設の計画的な立地を誘導します。
	中心商業・業務地区	J R 亀岡駅周辺から市役所周辺にかけて立地する商業地	本市の中心的な商業・業務地として、高次の商業・業務機能や文化交流機能の集積を図るとともに、地域コミュニティ核との連携を強化し、求心力の向上やにぎわいの創出を図ります。
	商業・業務地区	J R 馬堀駅・並河駅・千代川駅周辺に立地する商業地	地域の中心的な商業・業務地として、機能の充実と地域コミュニティ核との連携強化により、求心力の向上やにぎわいの創出を図ります。
	地域型商業地区	篠町野条地区や大井町南部地区の国道9号沿道に立地する商業地	商業・業務地区の機能を補完し、多くの買い物需要を担う商業地として、市民の多様なニーズに対応した商業地の形成を図ります。
商業系	近隣型商業地区	中心商業・業務地区周辺や南つつじヶ丘の地区センターに立地する商業地	身近な買い物需要や高齢化の進展に対応した、近隣住民にとって利便性の高い商業地の形成を図ります。

名称	対象範囲	方針
工業その他産業系		本市のものづくり産業の総合的な指針である「亀岡市ものづくり産業振興ビジョン」に基づき、産業拠点の充実と計画的な企業立地を推進します。
	工業・流通業地区	立地企業との連携・協調により、環境にやさしい取組を一層進めるとともに、本市の重要な産業拠点として、さらなる産業振興を推進します。 あわせて、広域道路網を活かした新たな企業立地を促進し、良好な生産環境を有した工業・流通業務地として産業拠点の形成を図ります。
	沿道サービス地区	自動車関連サービス施設や沿道サービス施設が立地する地区であり、近隣住民の生活利便性と道路利用者の利便性の向上に向けた土地利用を図ります。
その他	文化交流地区	市民に開かれた学びの交流拠点として、多様な人々が集い、学び、ふれあう場としての環境づくりを推進します。
	観光拠点整備地区	「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」や「保津川かわまちづくり計画」などとの整合を図りつつ、安全で快適な観光拠点としての機能強化によるにぎわい創出を促進します。
	市街地拡大検討地区	隣接する市街地における土地利用や周辺環境との調和に配慮しながら、都市機能の集積や効率的で効果的な市街地の形成を図るため、適切な規模での市街地の拡大を検討します。
	産業拠点	広域道路網を活かした産業の拠点として、京都縦貫自動車道大井ＩＣ及び篠ＩＣ周辺に形成された企業団地については、企業活動の展開支援などによる工業系土地利用を検討します。 その他のＩＣ周辺においても、市街化調整区域における地区計画制度などの活用による、土地利用を検討します。
	複合都市機能地区	桂川及び沿川の環境に配慮しながら、複合的な土地利用への転換を検討します。

■ 市街地とその周辺部の土地利用方針図



凡 例		
住居系	住宅地区	
商業系	中心商業・業務地区	
	商業・業務地区	
	地域型商業地区	
	近隣型商業地区	
	工業・流通業地区	
工業 その他 産業系	沿道サービス地区	
	文化交流地区	
	観光拠点整備地区	
	市街地拡大検討地区	
	産業拠点	
	複合都市機能地区	

2. 部門別方針

2—1. 市街地及び集落地などの整備方針

【基本方針】

- 人にやさしい誰もが住みたいと思えるまちづくりに向け、自然環境と利便性との調和を図りながら、将来都市構造や土地利用に応じた計画的な市街地整備を推進します。
- 産業の活性化による自立したまちづくりに向け、充実する広域交通網を活かし、産業拠点の形成と機能強化を図ります。
- 多様なニーズに対応した良好な住環境を有した住宅地の整備を推進します。
- 集落地での生活環境の向上などによる地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

【整備の方針】

<既成市街地の整備>

- 鉄道駅周辺の市街地では、商業・医療・介護福祉などの多様な都市機能の誘導・集積に向けた市街地形成を図ります。
- 既成市街地では、道路・公園などの基盤施設の整備を進めるとともに、農地や空き地などのオープンスペースの計画的な再配置を図り、防災性の確保とゆとりある市街地形成を図ります。
- 市民が主体となったまちづくりを進める手法として、地区計画制度などの積極的な活用を図り、安全・快適で機能的な市街地形成を促進します。
- 亀岡駅南地区においては、駅前のエントランスエリアでの中心市街地の再生を進めるとともに、旧城下町エリアでは歴史・文化の保全・活用を図り、にぎわいのある中心市街地の形成を促進します。
- 国道9号の沿道サービス地区では、近隣住民の生活利便性と道路利用者の利便性の向上に向けた土地利用を図ります。

<新市街地の整備>

- 京都縦貫自動車道大井・篠 I C 周辺では、交通利便性の高い立地条件を活かし、産業拠点の形成に向けて市街地開発事業（土地区画整理事業）による工業系を中心とした土地利用を検討します。
- 京都縦貫自動車道亀岡 I C 周辺では、交通利便性の高い立地条件を活かし、市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、良好な生産環境を有する産業拠点としての土地利用を検討します。

- 京都縦貫自動車道千代川 I C 周辺では、地域特性を活かした土地利用を検討します。
- 亀岡駅北地区では、府立京都スタジアムを中心にスポーツ交流拠点として、また商業・業務などの都市機能を活かした市街地開発事業（土地区画整理事業）による市街地整備を促進し、にぎわいの創出に向けた取組を推進します。
- 大井町南部地区や高野林・小林地区では、市街地開発事業（土地区画整理事業）による地域の特性や立地を活かした計画的な市街地整備を促進します。
- 市街地拡大検討地区では、農業振興との調整や周辺の自然環境との調和に配慮しながら、隣接する市街地の土地利用と調和を図り、面的整備の導入や都市施設の適切な配置による計画的な土地利用を検討します。
- 新たな市街地整備にあたっては、地区計画制度の活用などにより、良好な市街地環境の形成と保全を図ります。

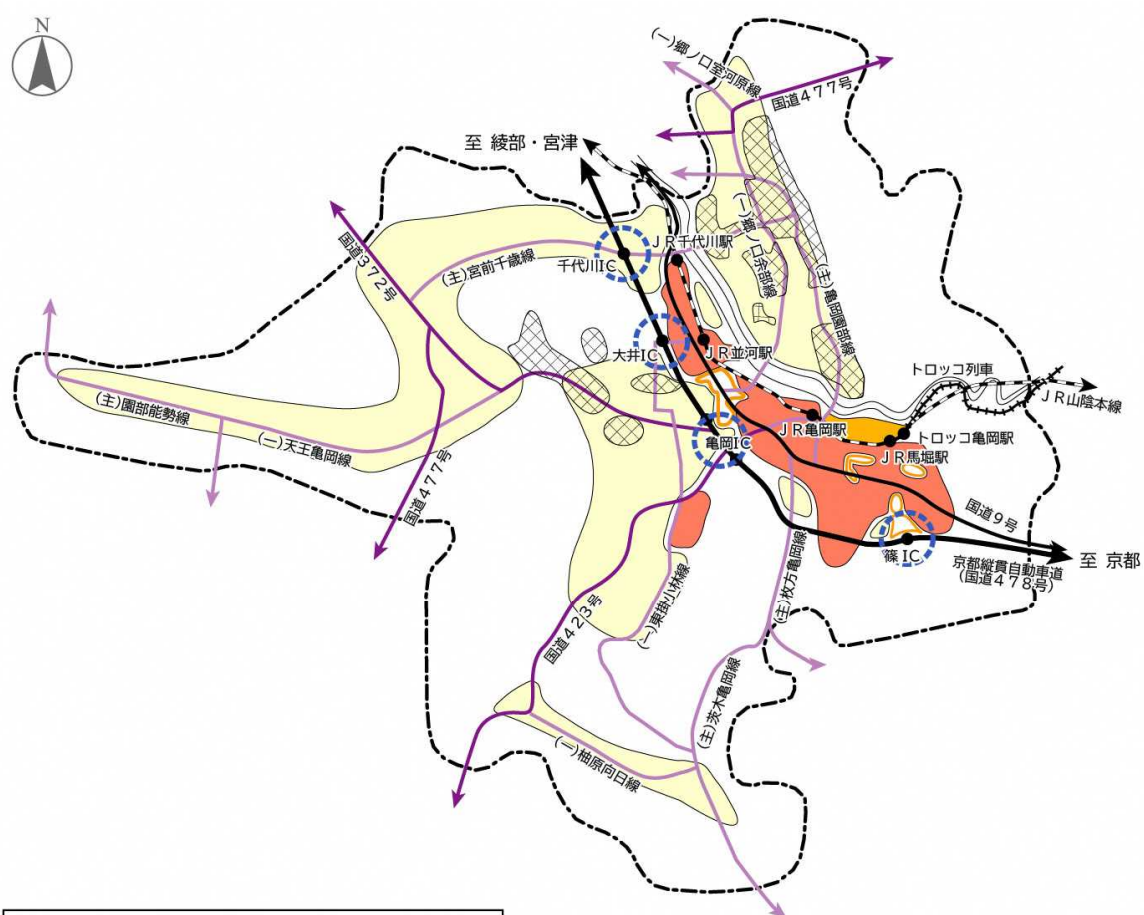
<住宅地の整備>

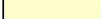
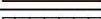
- 既成市街地の住宅などの既存ストックの有効活用を図るため、高齢者世帯や子育て世帯などの各世代のニーズに対応した住替に関する情報提供や住替支援制度の普及を促進します。
- 住宅の耐震改修や改善に対する情報提供と費用の支援を推進します。
- 新たに住宅地を整備する際には、計画的な市街地整備とあわせてゆとりとうるおいのある良好な住宅地の供給を推進します。
- 市外からの移住促進のため、空き家の改修などに関する補助制度などにより支援します。
- 市営住宅及び改良住宅については、「亀岡市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な改修などにより、適正な維持・管理を推進します。
- 良好な住環境の形成と保全、住宅地での不燃化を図るため、地区計画制度の活用や防火地域・準防火地域の指定区域の拡大などを検討します。

<集落地とその周辺の整備>

- 集落地では、農業施策と連携しながら、市街化調整区域における地区計画制度や既存集落まちづくり区域指定制度などを活用し、地域活力の維持・向上に向けた地域住民の取組を支援します。
- 集落地での生活環境の向上を図るため道路などの生活基盤施設の整備を推進します。
- 地域住民との意見交換を十分に行いながら、都市計画区域への編入など計画的な土地利用の整序や環境の保全に向けた誘導施策を検討します。

■ 市街地及び集落地などの整備方針図（市域全域）

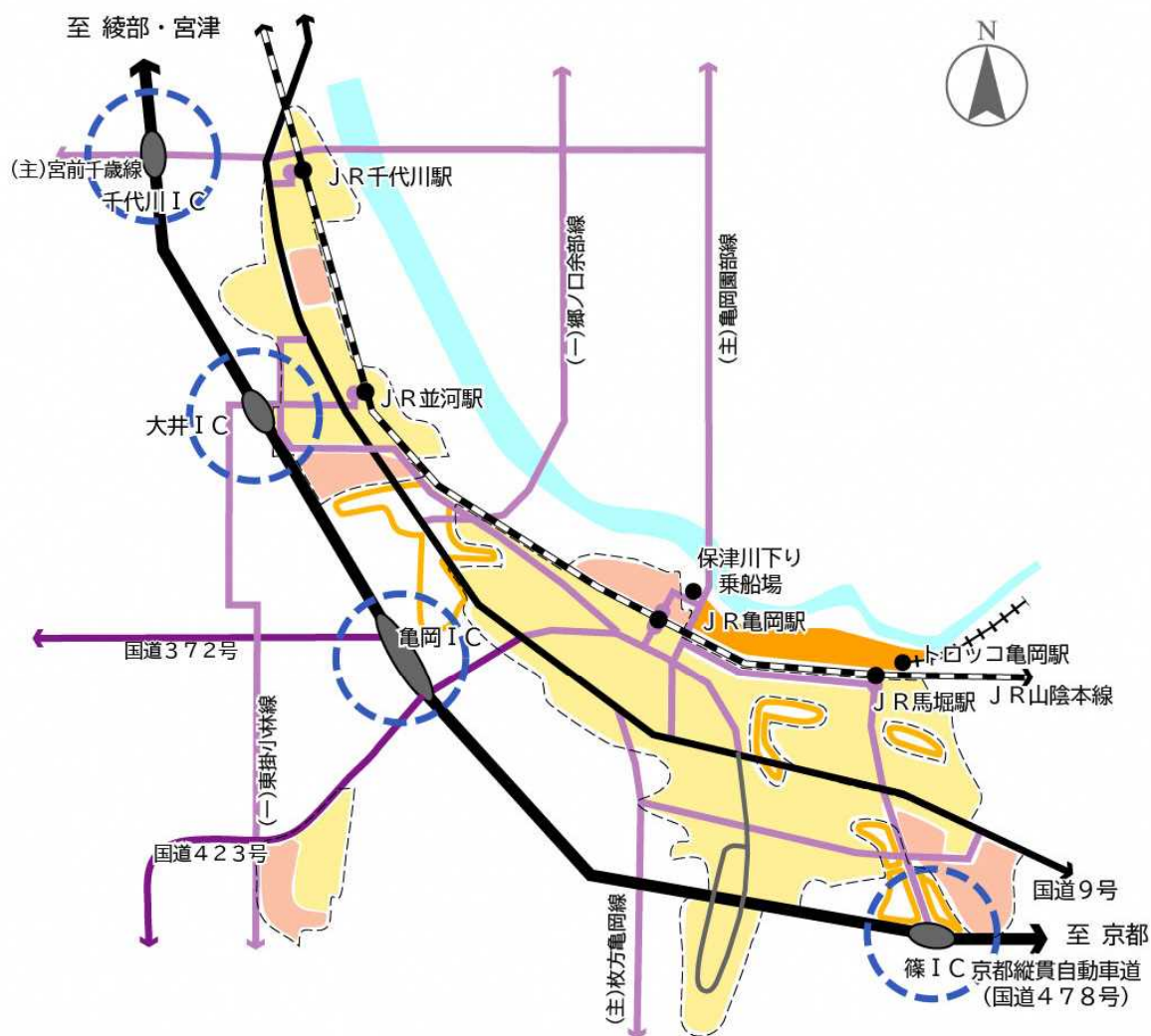


凡 例	
集落地及びその周辺地域	
市街地地域	
既存集落まちづくり区域指定制度指定区域	
市街地拡大検討地区	
産業拠点	
複合都市機能地区	

- 集落地では、農業施策と連携しながら市街化調整区域における地区計画制度や既存集落まちづくり区域指定制度などを活用し、地域活力の維持・再生に向けた地域住民の取組を支援します。

既存集落まちづくり区域指定制度指定区域	
指定年月日	区域の名称
平成30年4月1日	保津地区
平成30年4月1日	馬路地区
平成31年4月1日	河原林町河原尻地区
平成31年4月1日	河原林町勝林島地区
令和2年3月30日	千歳地区
令和3年3月30日	萩田野地区
令和3年3月30日	吉川地区
予定	旭地区
予定	曾我部地区

■ 市街地及び集落地などの整備方針図（市街地とその周辺部）



凡 例	
既成市街地	黄色
新市街地	オレンジ
市街地拡大検討地区	青い枠
産業拠点	青い点
複合都市機能地区	オレンジ

- 鉄道駅周辺の市街地では、多様な都市機能の誘導・集積に向けた市街地形成を図ります。
- 市街地拡大検討地区では、面的整備の導入や都市施設の適切な配置による計画的な土地利用を検討します。
- 新たに住宅地を整備する際には、計画的な市街地整備とあわせてゆとりと潤いのある良好な住宅地の供給を推進します。

2-2. 交通体系の整備方針

① 総合交通体系

【基本方針】

- 人にやさしい誰もが住み続けたいと思えるまちづくりに向け、総合的な交通体系の構築を図ります。

【整備の方針】

<総合的交通システムの構築>

- 公共交通への利用転換や自動車交通量の削減を図るため、公共交通体系や道路体系と連携したモビリティマネジメント（MM）のさらなる推進を図ります。
- 環境負荷の軽減などに資するモーダルシフトの推進に加えて、各地で実証実験も行われているMa a S（Mobility as a Service）や自動運転などの新技術の導入を検討するなど、公共交通の利用促進に努めます。

② 公共交通体系

【基本方針】

- 人にやさしい誰もが住みたいと思えるまちづくりに向け、公共交通ネットワークの連携強化やアクセス性の向上を図ります。

【整備の方針】

<公共交通ネットワークの充実>

- 都市核と地域コミュニティ核とを結び、地域活性化への貢献や観光振興によって交流人口の拡大を促進できる総合的な公共交通ネットワークの形成を推進します。
- J R山陰本線とバス交通の相互間の連携強化などにより、公共交通ネットワークの充実を図ります。
- 鉄道駅周辺では、ターミナル機能の充実を図るとともに、公共交通機関の乗継強化などにより、交通結節点としての機能強化を図ります。
- 地域主体型交通の導入を促進するなど、地域住民との連携・協働などによる需要と運行のバランスが取れた持続可能かつ交通弱者にも配慮した交通体系の構築を図ります。

<鉄道の利便性向上>

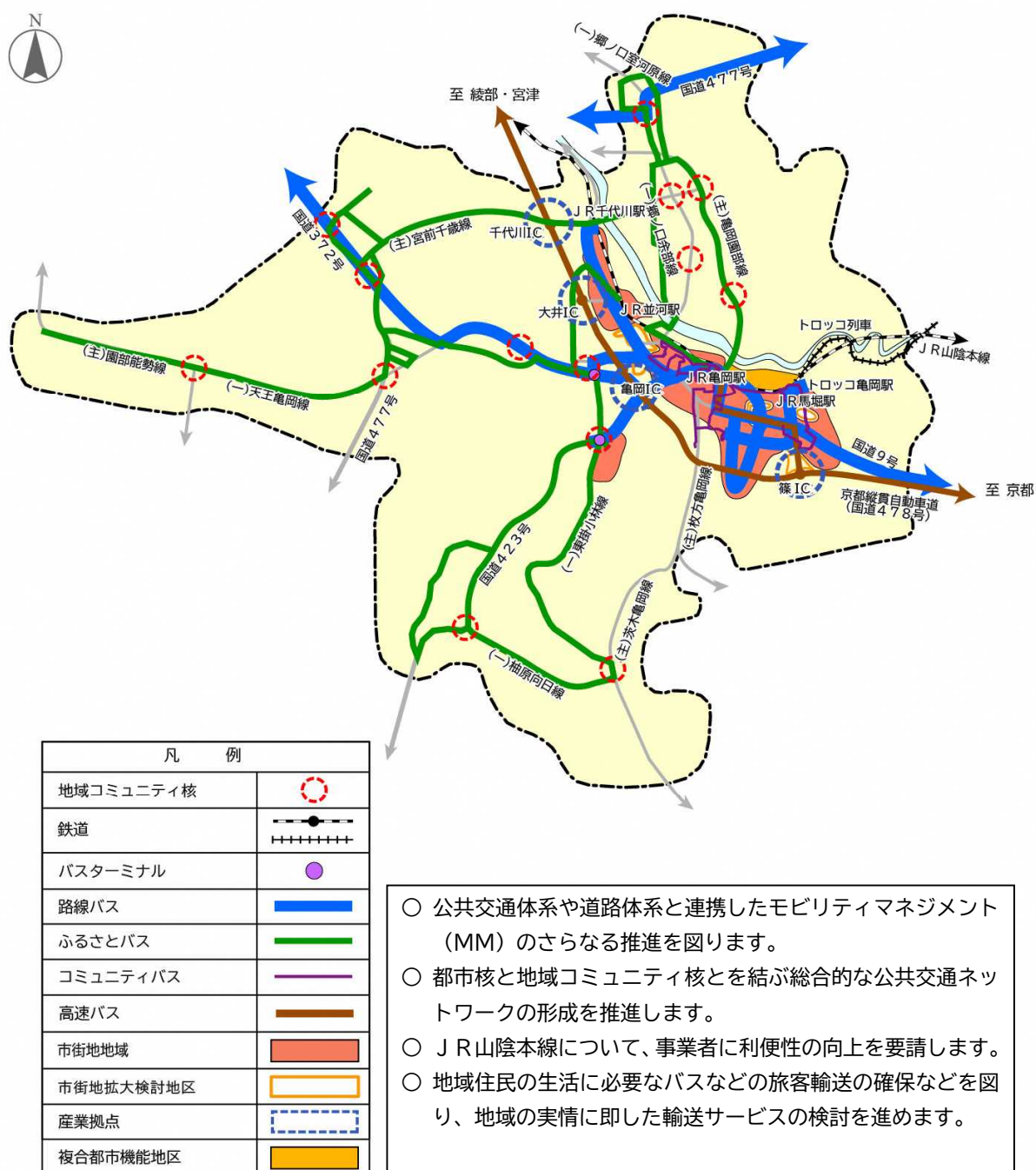
- 公共交通の主軸であるJ R山陰本線について、J R馬堀駅への快速の停車や輸送本数の増加、府立京都スタジアムでのイベント開催時における臨時便の増発など、事業者へ利便性の向上を要請します。
- J R各駅をまちづくりの拠点と位置づけ、ターミナル機能の充実を図ります。
特に、J R千代川駅については、東西自由通路の整備による利便性の向上と駅舎のバリアフリー化を推進します。
- J R亀岡駅については、交通体系の見直しや駅南地区におけるロータリーの改善などの利便性向上を図ります。
- 本市と京阪神地域を結ぶ鉄道の充実に向け、関係機関への要請に努めます。

<バス交通の充実>

- 亀岡市地域公共交通会議などを通じて、地域住民の生活に必要なバスなどの旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの検討を進めます。

- 通勤・通学や通院、買い物などの移動手段として運行するふるさとバスについて、民営バスとの乗継拠点の充実や、移動手段としてのそれぞれの役割分担を図りながら、地域需要に応じたバス路線網の再編や運行本数の見直しなどを検討し、利便性の向上を図ります。
- 通勤・通学や通院、買い物などの移動手段として市内中心部を運行するコミュニティバスについて、利用状況を考慮しながら必要に応じて見直しを行うなど、利便性向上を図ります。
- 新たな道路が整備された際には、必要に応じて運行路線の見直しを検討します。
- 事業者の協力のもとで、ノンステップバスやリフト付きバスなど、バス車両のバリアフリー化を促進します。
- 亀岡駅経由の高速バスについては、便数・乗車場所などのさらなる充実を事業者に要請します。

■ 公共交通体系の整備方針図



③ 道路体系

【基本方針】

- 交流によるにぎわいの創出と産業の活性化による自立したまちづくりに向け、広域幹線道路の整備を促進し、周辺都市圏とのネットワーク強化を図ります。
- 市街地幹線道路については、優先順位を明確化し計画的で効率的な整備を図ります。
- 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに向け、生活道路の整備を推進するとともに、人にやさしい道づくりや自転車利用環境の整備を図ります。

【整備の方針】

<広域幹線道路の整備>

- 産業・観光の活性化につながる京都縦貫自動車道の園部 I C から丹波 I C までの区間の4車線化を促進します。
- 国道9号については、歩道の整備や交通渋滞の緩和に向けた交差点改良の整備を促進するとともに、関係市町と連携し京都市への国道9号のダブルルート化実現に向けて関係機関へ要望します。
- 阪神地域とのネットワーク強化に向け、国道372号・国道423号・国道477号の整備を促進します。
- 都市核及び地域コミュニティ核などを結ぶ多様な地域ネットワーク軸として、主要地方道及び一般府道の整備を促進するとともに、幹線市道の整備を推進します。
- 沿線自治体や経済界と連携し、阪神地域と南丹地域を結ぶ京都中部阪神連絡道路の実現に向けた取組を推進します。

<市街地幹線道路の整備>

- 全市的な道路網整備計画を策定し、道路整備の優先順位の明確化を図ります。
特に、J R 各駅や京都縦貫自動車道へのアクセス道路、市街地の骨格となる幹線道路、面的整備と一体的な整備が必要な道路については、優先的に整備を推進します。
- 国道9号の渋滞緩和や災害時の避難通路確保のための桂川右岸道路の整備、また市街地と京都縦貫自動車道へのアクセスを向上させる市道並河蚊又線の整備を図ります。
- 中部地区と市街地ゾーンを繋ぐ主要道路として市道城山医王谷中山線や市道並河蚊又線の整備を推進します。
- 効率的かつ効果的に道路を整備するため、道路施設の長寿命化に配慮した整備手法の採用や、道路照明のLED化などによるコスト削減を推進します。

＜地域幹線道路などの整備＞

- 亀岡駅前通りのシンボルロード整備や旧城下町などの周辺環境や景観に配慮した道路修景整備、電線類の地中化検討などに向け、住民との協働による道路整備を推進します。
- 集落間を結ぶ主要道路や生活に密着した狭小道路の改良整備を推進するとともに、準市道及び認定外道路への整備を支援します。

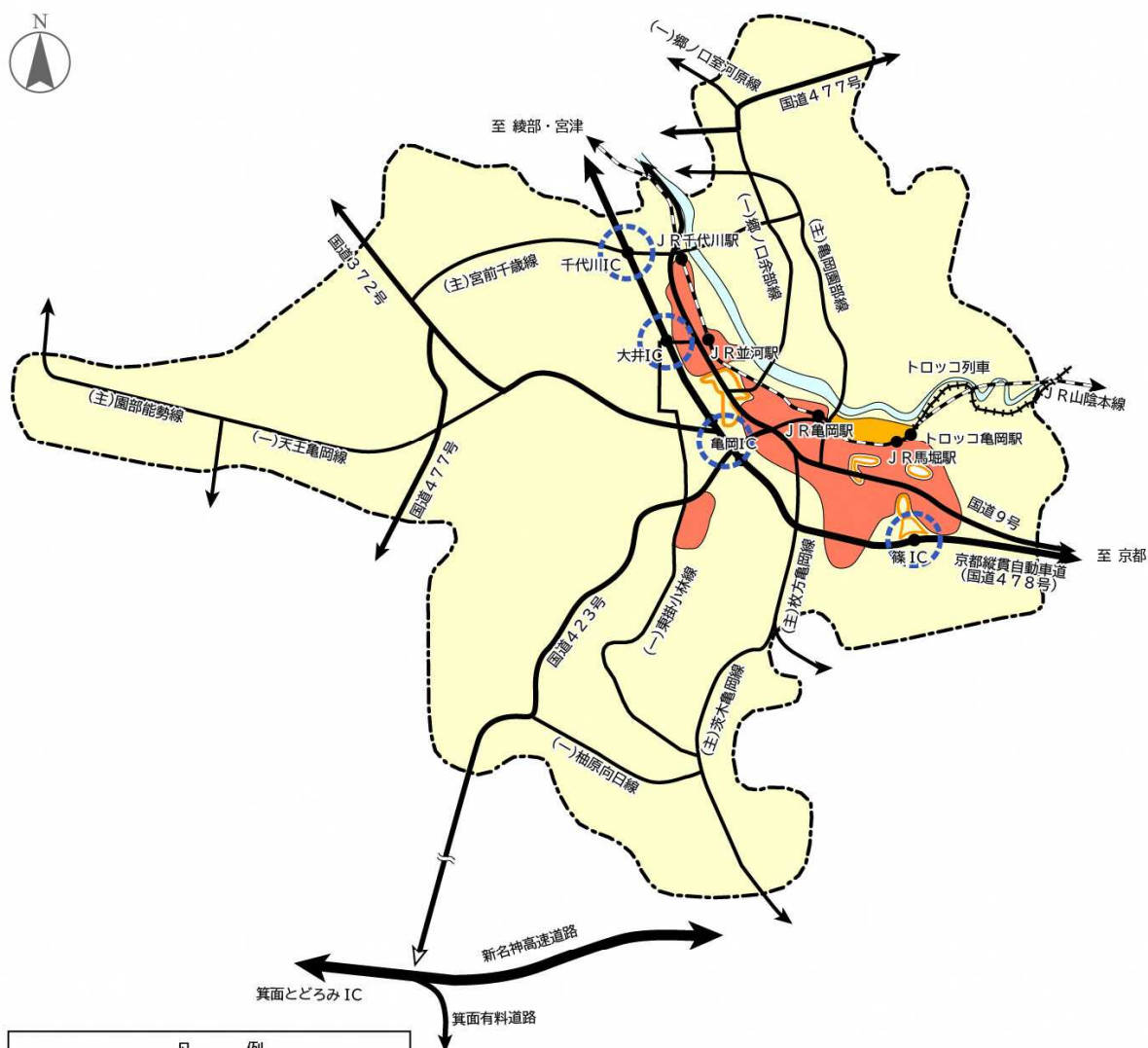
＜人にやさしい道づくり＞

- 歩道の段差解消などの道路空間のバリアフリー化により、誰もが利用しやすい安全・安心な歩行者・自転車空間のネットワークづくりを推進します。
- 通学児童などの歩行者の安全確保のため、学校・PTA・地域と連携し、防護柵などの安全施設の設置や路肩のカラー化、車のスピード抑止策などを講じ、誰もが安全で通行しやすい道路の整備を推進します。
- 交通規制を利用した歩道の確保など、円滑な移動を支える道路空間の再構築を検討します。また、新たな道路整備の際には、周囲の景観に配慮し、街路樹による緑化や舗装の美装化などにより、安全で快適な通行空間の確保による道路環境づくりを推進します。
- 妊産婦や障がい者などが、公共施設や商業施設などの駐車スペースを優先利用できるパーキング・パーミット制度の導入・普及を促進します。
- 公衆街路灯については、自治会などの要望に基づき、危険度・緊急度の高いものから整備の推進を図ります。また、電気代やLED化の費用助成など、適切な維持・管理を支援します。

＜環境にやさしい自転車利用環境の整備＞

- 自転車の快適な走行空間の確保や交差点改良などを推進し、市街地内での主要な交通手段である自転車利用の促進を図ります。
- 道路照明や道路標識の設置など、自転車の安全利用に関わる施設整備の充実を推進します。
- 歩行者や緊急車両の通行を妨げ、まちの景観を損なう放置自転車の抑制・解消に向け、事業者や道路管理者などと連携し、意識啓発や指導強化などに向けた取組を推進します。
- 地域の実情に応じた自転車駐車場の充実や料金制度の見直しなどにより、利便性の向上を図ります。
- 観光資源や交通拠点をレンタサイクルなどで結ぶ取組の推進に向け、スマート！かめまる観光レンタサイクルの利用促進を図ります。

道路体系の整備方針図（市域全域）

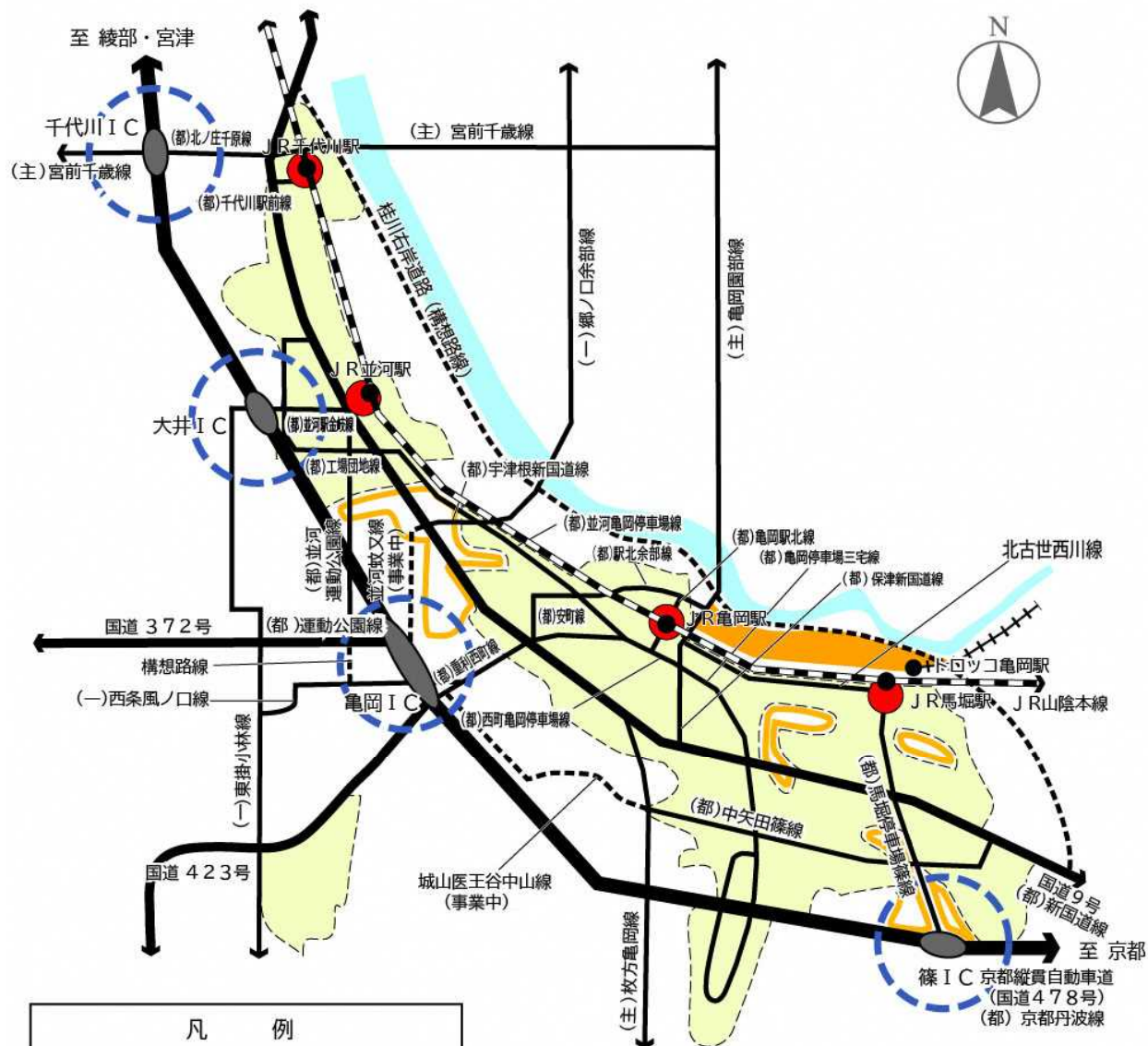


凡 例	
鉄道	
自動車専用道	
国道	
一般府道 等	
市街地地域	
市街地拡大検討地区	
産業拠点	
複合都市機能地区	

※ (主)：主要地方道 (一)：一般府道

- 広域幹線道路の整備を促進します。
- 全市的な道路網整備計画を策定し、道路整備の優先順位の明確化を図ります。
- 集落間を結ぶ主要道路や生活に密着した狭小道路の改良整備を推進します。

道路体系の整備方針図（市街地とその周辺部）



凡 例	
鉄道	
自動車専用道	
国道	
府道 等	
交通の拠点—鉄道駅とその周辺	
市街地地域	
市街地拡大検討地区	
産業拠点	
複合都市機能地区	

※ (主): 主要地方道 (一): 一般府道 (都): 都市計画道路

- 生活に密着した狭小道路の改良整備を推進します。
- 誰もが利用しやすい安全・安心な歩行者・自転車空間のネットワークづくりを推進します。
- 市街地内での主要な交通手段である自転車利用の促進を図ります。

2-3. 環境保全及び公園・緑地整備などの方針

① 環境保全

【基本方針】

- 世界に誇れる環境先進都市として、次世代に受け継ぐ先進的な取組を通じて、豊かな自然環境や魅力的な景観を守るまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境に配慮したまちづくりに向け、市街地における環境保全の取組に加えて、森林や里山、水辺空間などの環境の保全を図ります。

【整備の方針】

<総合的な環境保全>

- 「亀岡市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が各々の役割と責務を自覚できる積極的な取組を推進します。
- 国内初の亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例など、かめおかプラスチックごみゼロ宣言に基づく環境保全に関する先進的な取組などを推進します。
- かめおか脱炭素宣言に基づく、CO₂排出量実質ゼロの取組を推進します。
- 環境保全活動に関わる情報提供、市民参加によるイベント・研修会・体験学習、市民による環境保全組織の育成など、市民・事業者・行政のパートナーシップとそれぞれの主体的な取組を促進し、環境保全に向けた意識啓発を図ります。
- 世界に誇れる環境先進都市として、地元農作物などを使った環境保全関連製品などの製造施設の立地基準の策定・運用に向けた取組を検討します。
- 内閣府により2020年度SDGs未来都市として選定されたかめおか霧の芸術祭×X（かけるエックス）におけるプロジェクトによる新たな環境保全への取組を推進します。
- 地域新電力会社である亀岡ふるさとエナジー株式会社との連携により、市内の再生可能エネルギーを最大限に活用し、エネルギーの地産地消を推進します。
- 住宅用太陽光発電システムの普及に向け、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金制度などによる設置支援を推進します。

<市街地における環境保全と共生>

- 世界に誇れる環境先進都市・亀岡が世界に広がることを目的として（仮称）環境政策情報発信・交流拠点施設の整備を推進します。

- 工場・事業所における排水、廃棄物などの監視、公共交通への転換による環境負荷の小さい交通ネットワークの形成、下水道の整備による生活排水対策などを推進するとともに、周辺地域を含めた自然環境の保全や緑化推進など、快適環境の創造に向けた取組を推進します。
- 電気自動車の導入や充電施設の設置による脱炭素化に向けた取組を推進します。

<豊かな山林の保全>

- 亀岡盆地を取り囲む山林については、計画的な管理による保全を図ります。
- 地域振興を目的に開発を行う際にも、周辺環境への影響を考慮し、適切な方策を検討します。
- 治山事業などにおいて、環境に負荷をかけない手法の選択に努めるとともに、市民組織などと連携した自然林の復元活動などを推進します。
- 子どもたちが木に親しみ森林の大切さを学ぶ木育活動などを進めるウッドスタート宣言の取組などを通じて、森林資源の有効活用・保全を推進します。

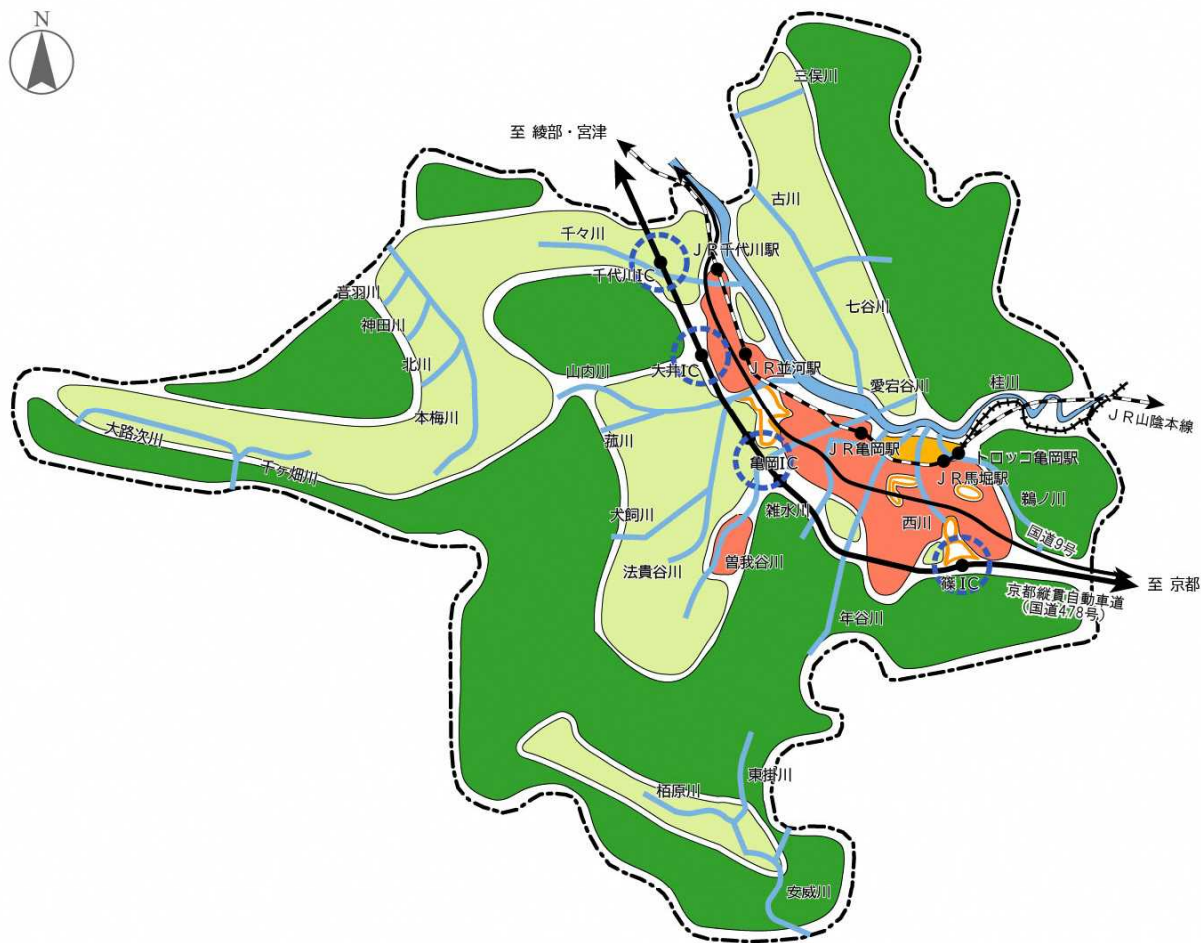
<里環境の保全>

- 山林のあいまに分布する農地と集落地及びその周辺では、魅力的な里環境の保全を図ります。
- 市街地周辺の平野部に広がる田園地帯では、農業振興を基本とし、地域特有の風景と一体となった田園環境の保全を図ります。

<水辺環境の保全>

- 桂川とその支川については、「川と海つながり共創プロジェクト」と連携し、環境教育や漂着ごみ調査、清掃活動事業などを通じて市民意識の啓発を図りながら水質と水辺環境の保全を図ります。
- 桂川とその支川について、「保津川かわまちづくり計画」などと整合を図り、うるおいある水辺空間、自然味豊かなレクリエーション空間として、積極的に活用を図ります。
- 生物多様性の維持保全を図るため、市民協働によるアユモドキなどの保護保全活動を推進します。

環境保全の方針図



凡 例	
山林地域	
集落地及びその周辺地域	
河川（一級河川を表示）	
市街地地域	
市街地拡大検討地区	
産業拠点	
複合都市機能地区	

- 「亀岡市環境基本計画」に基づき、積極的な取組を推進します。
- 市街地地域については、下水道の整備による生活排水対策などを推進するとともに、快適環境の創造に向けた取組を推進します。
- 山林地域については、計画的な管理による保全を図ります。
- 集落地及びその周辺地域では、魅力的な里環境の保全を図ります。
- 桂川とその支川については、市民意識の啓発を図りながら水質と水辺環境の保全を図ります。

② 公園・緑地など

【基本方針】

- 豊かな自然環境に配慮したまちづくりの実現に向け、河川の水辺、地域の歴史・風土など本市特有の環境を活かした公園・緑地の整備を推進するとともに、水と緑のネットワークの構築を図ります。
- うるおいのあるまちづくりを進めるため、法制度などに基づく都市内緑地の保全・活用を図るとともに、市民との協働による都市緑化を推進します。
- 「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」により、原風景や豊かな自然、地域資源を大切に、花と緑があふれ、住む人が誇れるまちづくりを推進します。

【整備の方針】

<都市公園などの整備>

- 市街地部では、地域のバランスを考慮しながら街区公園、近隣公園、地区公園といった住区基幹公園の整備を推進します。
- 亀岡運動公園について、スポーツ・レクリエーション拠点としての施設長寿命化や利便性向上に向けた整備を推進します。
- 京都・亀岡保津川公園について、グリーンインフラとして整備を進め、原風景や自然環境を保全し、自然とふれあい、農業体験ができる公園整備を推進します。
- 本市の新たな玄関口にあるかめきたサンガ広場について、多くの人々が集い安らげる空間としての活用を推進し、にぎわいの創出を図ります。
- 府立京都スタジアム周辺に隣接する公園について、利用者のニーズを捉え、多様なスポーツ環境などを提供できる公園の整備を推進します。
- 周辺の雄大な自然環境を活かした公園・緑地として、河川改修と連携した大堰川緑地、七谷川緑地の整備を図るとともに、平の沢公園の未整備区域については、整備構想の策定を検討します。
- 自然や地域風土と共生する公園として、平和の森自然公園や「史跡丹波国分寺跡整備基本計画」による公園整備を推進します。
- 南郷公園について、市民に一層親しまれる空間づくりを図るため、再整備を推進します。
- 市民が自然とふれあい、交流できる憩いの場として、長尾山市民の森の整備を推進します。
- 誰もが安全・安心して利用できるよう「公園施設長寿命化計画」に基づき、緊急性・優先性の高い施設から改修を図ります。

- 市民や来訪者が安らぎと潤いを感じられるまちづくりを推進するため、駅前広場・主要道路の街路樹・緑地などの適切な維持管理や花の植え付けによる美しい街並みの形成を図ります。
- 民間開発や土地区画整理事業による公園の適正配置と住民のニーズに合った公園整備を促進します。
- 集落地では、子どもの遊び場や高齢者のレクリエーションの場として、既存施設の活用を図ります。

<水辺空間の整備>

- 桂川とその支川については、河川改修にあわせて市民が自然や水と親しめる親水施設や水辺環境の整備を推進します。
- 「保津川かわまちづくり計画」に基づき、保津川水辺公園を利用したにぎわい創出と桂川右岸高水敷の活用を図るための環境整備を推進します。
- 川の駅・亀岡水辺公園について、桂川を活用した桂川舟運の歴史・文化の学習の場、スポーツ及びアクティビティの体験の場、地域住民や来訪者の交流の場などとして、観光振興及び地域活性化に向けた活用を図ります。

<水と緑のネットワーク化>

- 河川堤防を利用した遊歩道の整備や街路樹の植栽などにより、人にやさしい道づくりを進めるとともに、拠点的な公園・緑地などを結ぶ水と緑のネットワークの構築を推進します。

<都市内緑地の保全と活用>

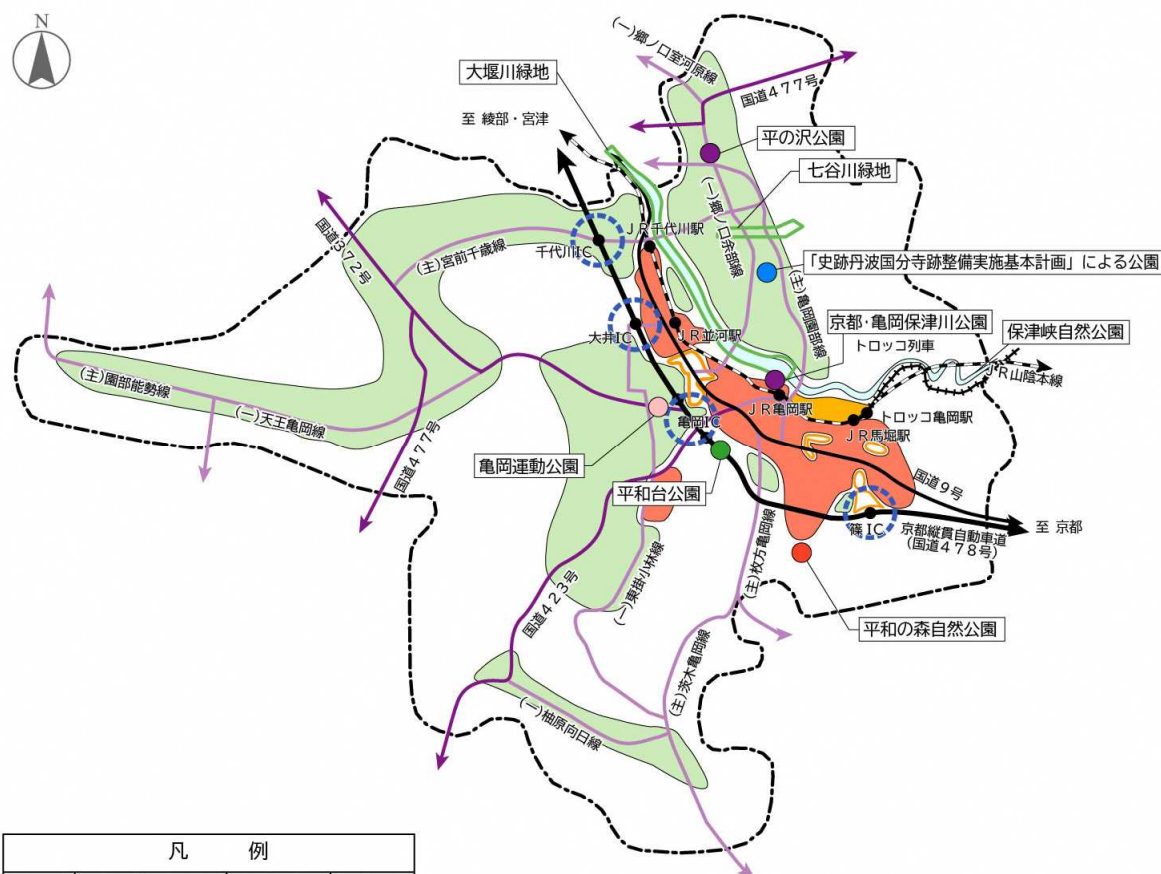
- 「亀岡市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化に関する施策を推進します。
- 「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」に基づき、快適でうるおいのある生活環境や美しい景観を創出する取組を推進します。
- 緑地保全地域、風致地区といった法制度の適用など、自然豊かな緑の保全と身近な緑の創出に向けた施策を検討します。
- 市街地内農地については、防災や良好な景観の形成などの観点から評価できる農地について、生産緑地としての保全や市民農園としての活用などを支援します。

<緑化活動の推進>

- うるおいと安らぎのあるまちづくりや花づくりを通じたコミュニティの形成に向け、公益財団法人亀岡市都市緑花協会と連携し、民有地緑化の推進など花と緑のまちづくりの普及啓発を促進します。

- 緑化活動に関わる地域のリーダーの育成や各種団体、企業などの緑化活動への参加を促進し、市民・事業者・行政の協働による都市緑化を推進します。
- アダプト制度の普及を推進し、市民が主体的に公園や緑地の維持管理に参画できる仕組みづくりを検討します。
- 各自治会との協働によるわがまちの花づくり事業の充実を図ります。

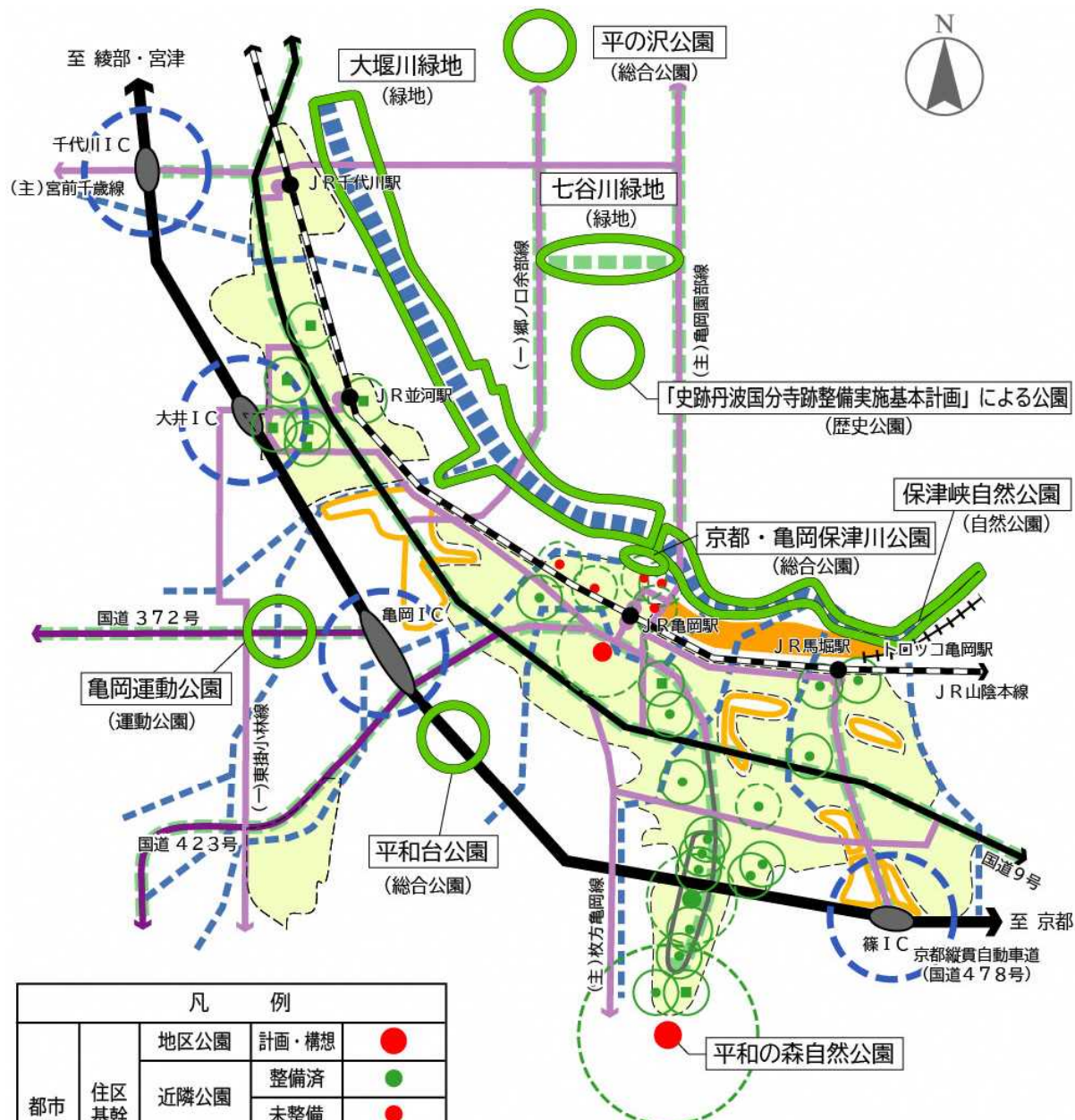
■ 公園・緑地の整備方針図（市域全域：大規模公園のみ）



凡 例			
都市公園	総合公園	整備済(一部未整備)	●
		計画	●
	運動公園	整備済	●
	地区公園	計画	●
歴史公園		計画・構想	●
都市計画緑地			□
自然公園（区域指定）			□
集落地及びその周辺地域			■
市街地地域			■
市街地拡大検討地区			□
産業拠点			□
複合都市機能地区			■

- 桂川とその支川については、市民が自然や水と親しめる親水施設や水辺環境の整備を推進します。
- 人にやさしい道づくりを進めるとともに、水と緑のネットワークの構築を推進します。

■ 公園・緑地の整備方針図（市街地とその周辺部）



- 地域のバランスを考慮しながら住区基幹公園の整備を推進します。
- 桂川とその支川については、市民が自然や水と親しめる親水施設や水辺環境の整備を推進します。
- 人にやさしい道づくりを進めるとともに、水と緑のネットワークの構築を推進します。
- 「亀岡市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化に関する施策を推進します。
- 公益財団法人亀岡市都市緑花協会と連携し、花と緑のまちづくりの普及啓発を促進します。

2-4 景観形成及び観光振興の整備方針

【基本方針】

- 魅力的な景観に配慮したまちづくりに向け、地域の特性に応じた風情ある景観づくりを推進します。
- 歴史・文化の継承や文化財の保護などによる地域資源を活かしたまちづくりを推進します。
- にぎわいのあるまちづくりを進めるため、三大観光などを活用し、多文化共生に配慮した、国内外からの交流人口の拡大を図ります。

【整備の方針】

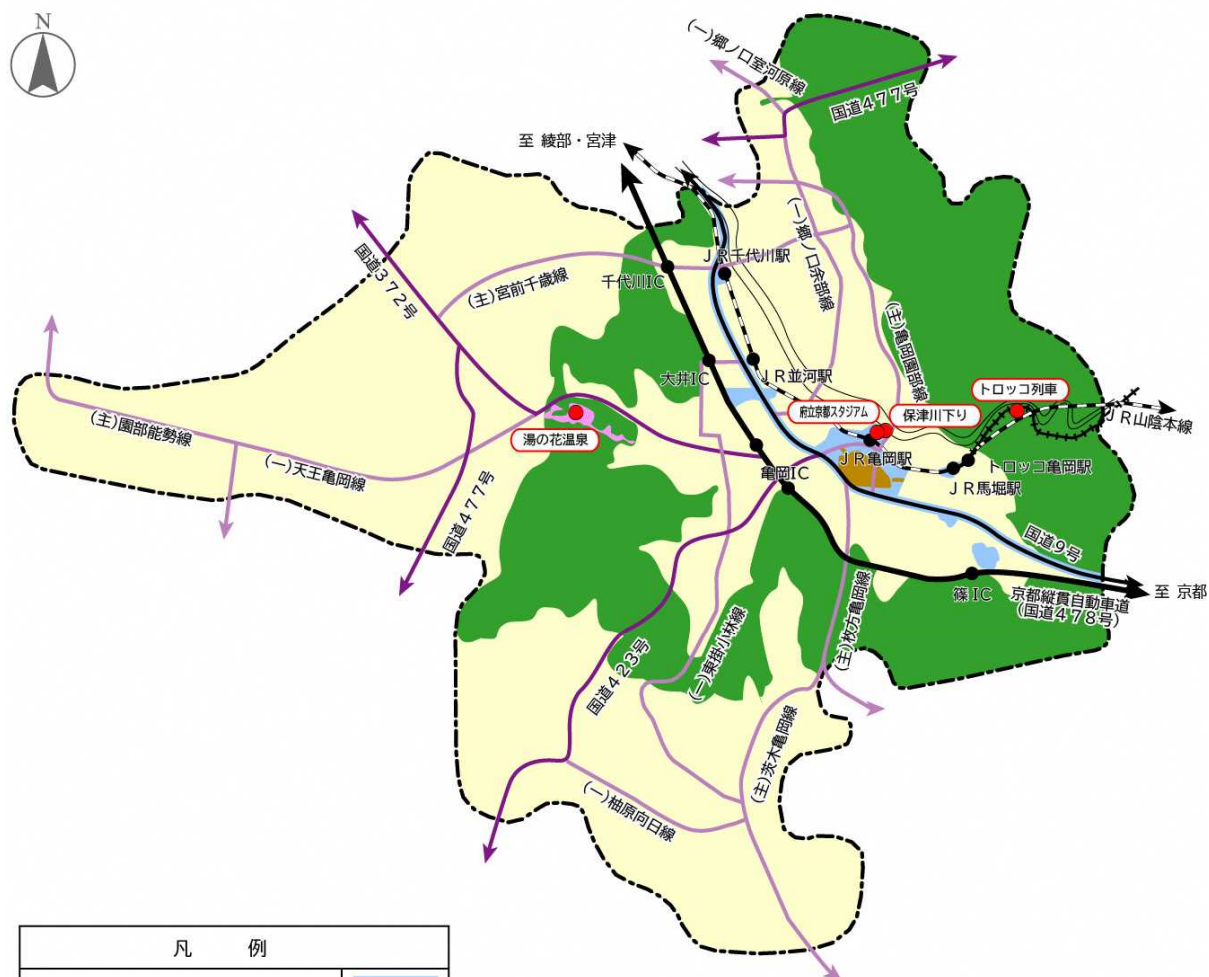
<景観資源の形成>

- 「亀岡市景観計画」に基づき、景観資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、情報発信や市民協働によるまちづくり活動などを通じて、周辺地域と調和した良好な景観形成を図ります。
- 「亀岡市景観計画」や「亀岡市文化財保存活用地域計画」に基づき、伝統的な造りの町家などの面影が残る旧城下町について歴史的資源の保全・活用に向けて、地域に応じた景観形成を検討します。
- 鉄道駅周辺や国道9号沿道などでは「亀岡市景観計画」に基づき、都市景観として周辺地域と調和したデザインによる建築物などの誘導を推進します。
- 「亀岡市景観計画」に基づき、良好な景観を形成するため、地域の状況に調和するよう屋外広告物の規制誘導を図ります。
- 湯の花温泉とその周辺地区については観光地としてふさわしい道路整備や親水性に配慮した水辺空間の整備を図るとともに、温泉郷の情緒を醸し出す、自然や緑と共生した景観の形成を図ります。
- 京都府景観資産（まほろば・亀岡かわひがし～古代丹波の原風景～）をまちづくりに活かした取組を促進します。
- 自然と人の暮らしの中で形成された景観が残る地区については、文化的景観を保存する取組を推進します。
- 自然景観については、やまなみに調和した規制誘導を行うとともに、環境整備の際には、斜面の緑化や自然石を利用した擁壁など自然風景と調和した素材の積極的な採用を図ります。

<観光資源の有効活用>

- 「亀岡市観光振興ビジョン」に基づき、通過型観光から周遊・滞在型観光への移行を促進するため、観光拠点である保津川下り乗船場周辺及びトロッコ亀岡駅周辺の拠点機能の強化や受入環境の整備などを促進します。
- 三大観光及び府立京都スタジアムを中心とした周遊観光について、関係機関と連携・協力し、仕組づくりを検討します。
- 宿泊施設やスポーツ・レクリエーション施設などについて、地域のさらなる観光振興のため、誘客施設としての機能向上を促進します。
- 湯の花温泉地区では、観光資源の有効利用上必要な施設について適切に立地誘導するとともに、にぎわいを創出するための機能向上を図ります。
- 関係機関との連携により、歴史・観光資源と交通拠点を結ぶ仕組づくりを推進します。
- 観光資源や観光モデルコース、京都丹波サイクルルートなどを活用し、周遊型観光による観光振興を図ります。

景観・観光資源の整備方針図



凡 例	
都市景観形成地区	
湯の花温泉景観形成地区	
自然景観形成地区	
一般地区	
一般地区（城下町地区）	
観光資源	

- 「亀岡市景観計画」に基づき、景観資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、周辺地域と調和した良好な景観形成を図ります。
- 「亀岡市観光振興ビジョン」に基づき、保津川下り乗船場周辺及びトロッコ亀岡駅周辺の拠点機能の強化や受入環境の整備などを促進します。

2-5. 供給処理体系の整備方針

① 水道供給

【基本方針】

- 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに向け、安全で災害に強い水道を確保し、持続可能な水道事業の推進を図ります。

【整備の方針】

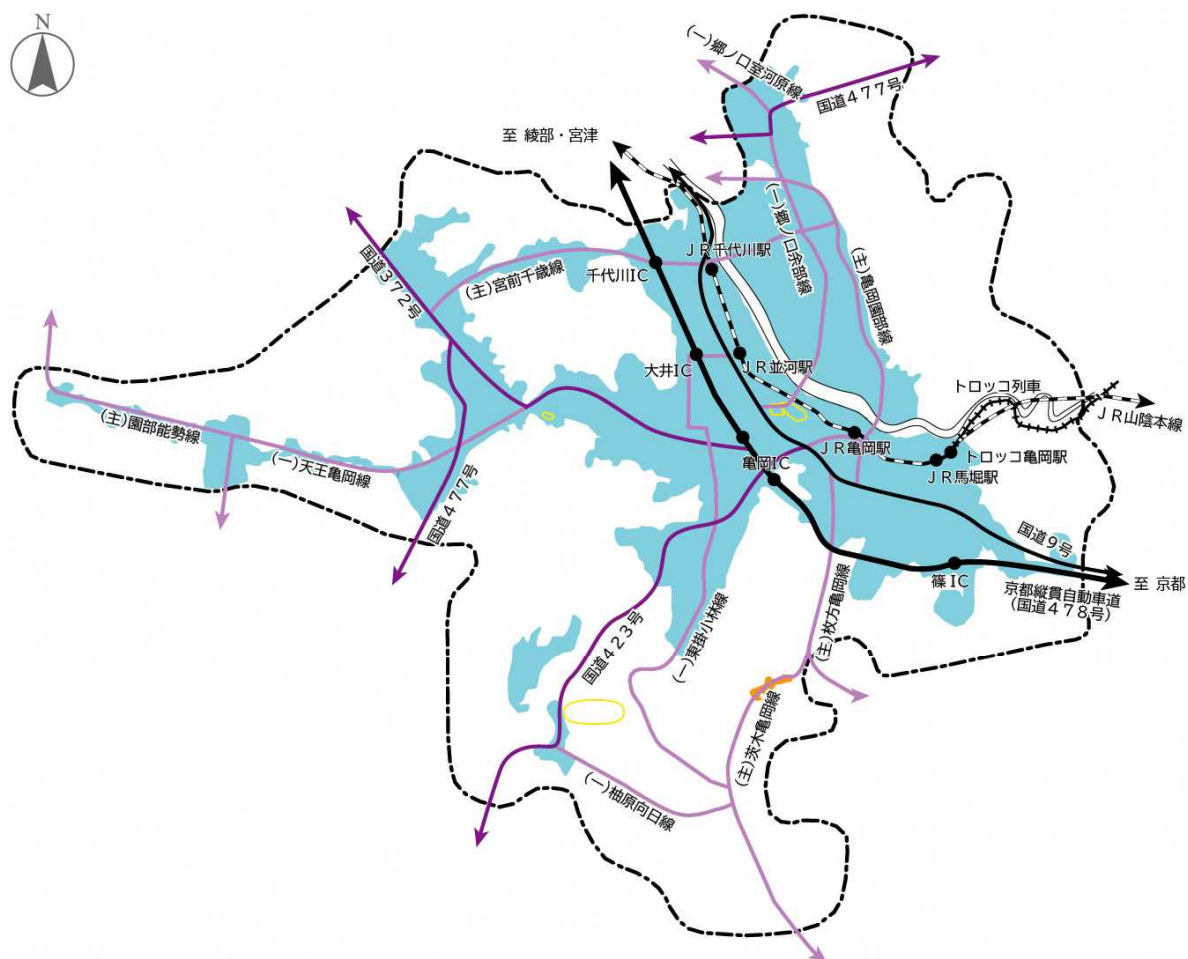
<安全・安心な給水の確保>

- 「亀岡市上下水道ビジョン」に基づき、基幹施設である浄水場、配水池、主要管路などの耐震化や老朽管の更新を重要度の高いものから優先して推進し、水の安定供給を図ります。
- 水道未普及地域については、開発団地の老朽化した水道管の布設替えや水道施設の整備に要する費用の支援により、飲用水の安定的な供給確保を図ります。
- 地震などの災害時に備え、基幹施設の耐震化を推進するとともに、緊急時連絡管の整備、給水拠点の整備、さらに関係機関との災害時における相互応援の迅速な対応などにより、災害に強い水道供給システムの構築を図ります。
- 「老朽管更新計画」及び「漏水防止計画」に基づき、漏水防止に向けた配水管の計画的な更新を推進します。

<水質の保全>

- 取水・浄水施設の機能を維持し、水の安定供給を図ります。
- 水質検査計画の定期的な見直しなどにより、水質管理の強化を図ります。

■ 水道供給施設の整備方針図



凡 例	
既認可上水道給水区域	
専用水道給水区域	
飲料水供給施設	

- 「亀岡市上下水道ビジョン」に基づき、水の安定供給を図ります。
- 取水・浄水施設の機能を維持し、水の安定供給を図ります。

② 汚水処理

【基本方針】

- 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに向け、地域の実情に即した汚水処理システムの整備を推進します。

【整備の方針】

<公共下水道（汚水）の整備>

- 下水道施設の整備計画に基づき、老朽管の更新及び維持管理の適正化を推進します。
- 土地区画整理事業や民間宅地開発などと連携し、効率的な管渠整備を図ります。
- 年谷浄化センターについては、ストックマネジメントを推進し、適切かつ計画的な改築・更新の整備による施設の長寿命化を図ります。
- 保津地区の集落地については、特定環境保全公共下水道事業、その他の集落地については、農業集落排水事業による適正な維持・管理を図ります。
- 「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」に基づき、窒素・リンなどの排出基準の達成に向けた処理施設の整備を推進します。
- 未水洗世帯における戸別訪問や広報活動を通じて、供用区域におけるトイレの水洗化を促進します。

<浄化槽設置の促進>

- 公共下水道（汚水）及び地域下水道の事業区域外の地域においては、適切な汚水処理を図るため、補助金制度を活用し、浄化槽の設置を促進します。

③ 雨水処理

【基本方針】

- 市街地を中心とした公共下水道（雨水）と全市的な河川整備により、円滑な雨水処理を図ります。

【整備の方針】

<公共下水道（雨水）の整備>

- 近年の気候変動を考慮した雨水計画の見直しにより、区域内の浸水防除を図るため、雨水排水施設の整備を推進します。

<雨水流出抑制策の推進>

- 市街地における浸水被害を防止・軽減するため、道路や公園、その他公共施設の整備において透水性舗装や雨水貯留施設の導入など、総合的な雨水の流出抑制に向けた取組を推進します。
- 新たな市街地開発にあたっては、適切な施設配置により、流域への雨水流出による負荷の低減を図ります。
- 一般家庭における雨水貯留・透水施設の設置促進に向けた方策を検討します。

<河川の整備>

- 桂川の段階的な河川改修を促進するとともに、その支川においても本来有する治水・利水機能などとの調和を図りつつ、計画的な河川改修を推進します。

④ 廃棄物処理など

【基本方針】

- 自然環境に配慮したまちづくりを進めるため、世界に誇れる環境先進都市の実現に向け、廃棄物処理システムの構築を推進します。

【整備の方針】

<資源循環型まちづくりの推進>

- 世界に誇れる環境先進都市を目指すため、「亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）」に基づき、さらなるごみの減量や資源化を推進します。
- 民間施設の活用も含めた資源化物の再資源化を推進します。
- 市民・事業者・行政の協働による、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底し、ごみ減量・資源化に関する幅広い取組を推進します。

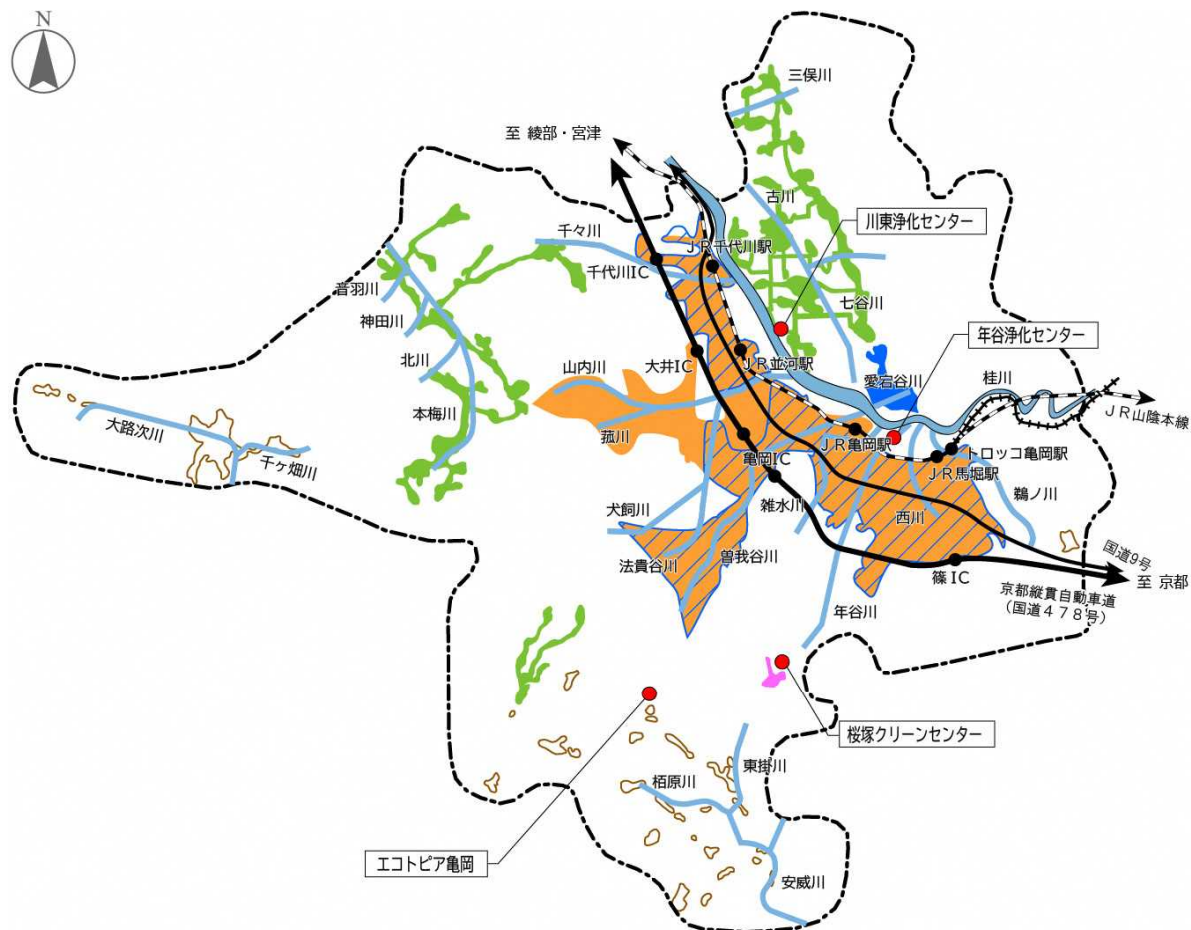
<処理施設の整備など>

- 最終処分場であるエコトピア亀岡及びごみ焼却施設である桜塚クリーンセンターの安全で適正な維持管理を図ります。

<廃棄物処理対策の推進>

- 廃棄物の不法投棄については、関係機関との連携による監視体制の強化や、不法投棄監視パトロールの定期化により、不法投棄の未然防止と廃棄物の適正な処理の徹底を図ります。

■ 汚水処理・雨水処理・廃棄物処理施設などの整備方針図



凡 例	
公共下水道全体計画区域（雨水）	
公共下水道全体計画区域（汚水）	
特定環境保全公共下水道区域	
農業集落排水事業整備区域	
小規模集合排水処理施設整備区域	
浄化槽区域	上記の事業区域外
浄化槽推進区域	
河川（一級河川を表示）	

- 下水道施設の整備計画に基づき、老朽管の更新及び維持管理の適正化を推進します。
- 近年の気候変動を考慮した雨水計画の見直しにより、雨水排水施設の整備を推進します。
- 「亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）」に基づき、さらなるごみの減量や資源化を推進します。

2-6. 都市防災の整備方針

【基本方針】

- 誰もが安全・安心・快適に暮らせる災害に強いまちづくりに向け、「亀岡市地域防災計画」に基づいた総合的な防災体制の確立を図ります。
- 自助・共助・公助による防災体制の強化を推進します。
- 砂防・治山対策や治水対策の推進により、自然災害の防止を図ります。
- 震災や火災を含めた防災対策として、災害に強い都市構造の構築を図ります。

【整備の方針】

<総合的防災体制の確立>

- 「亀岡市地域防災計画」に基づき、現状に即応した総合的な防災体制の確立を図ります。
- 災害時における迅速な救助活動や支援物資の輸送を支える、緊急輸送道路ネットワークと防災拠点の整備を推進します。
- 市民の安全を確保する避難所の追加指定や防災倉庫の設置による防災資機材の分散配置など、段階的な整備を図ります。
- 大規模災害に備え、プライバシー確保やペット同伴、感染症拡大防止などの事情を考慮した車中泊避難場所の整備を促進します。
- 大規模災害発生時に備え、民間事業者や公的機関、地方自治体などとの応援・支援協定の締結による、広域的な相互協力体制の強化を図ります。
- 本市の救急需要への対応力強化と併せて、西部地域における消防力・災害対応力の向上を図るため、隣接市との連携を図り、消防分署の設置について所管する京都中部広域消防組合へ要望します。
- 防災訓練やワークショップの開催、ハザードマップの活用などによる防災意識の啓発など、市民との協働による防災体制の強化を推進します。
- 防災面からみた都市の課題を抽出するため、地域版ハザードマップや避難行動タイムラインなどの作成・活用を検討します。

<砂防・治山対策>

- 広大な山林について、水源の涵養機能や土砂災害防止機能を保持するため、森林経営管理制度の活用などによる山林の維持保全を図ります。
- 砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などの実施による土砂災害防止に向けた取組を促進します。

- 土砂災害の危険から市民の安全を確保するため、土砂災害防止法に基づく警戒区域などの指定を促進するとともに、危険箇所の監視、ハザードマップによる市民への危険の周知などの取組を推進します。

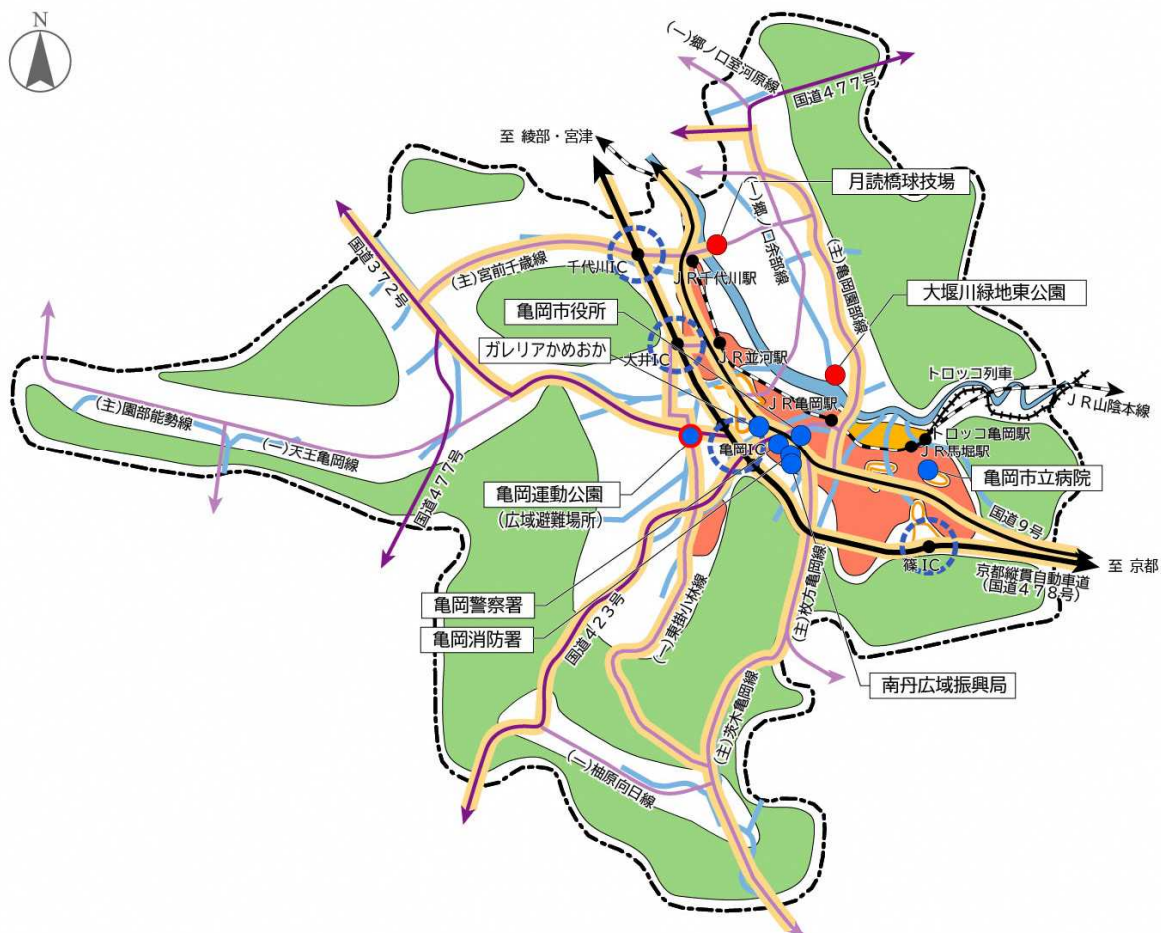
<治水対策>

- ハザードエリアにおける土地利用の安全性向上のため、治水機能の向上と浸水被害の防止軽減に向けた整備を推進するとともに、市民への危険の周知などの取組を推進します。
- 桂川について、治水機能の向上と浸水被害の防止・軽減に向け、「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」に基づき、上下流バランスに配慮しながら、霞堤の段階的な嵩上げなどの河川改修を促進します。
- 桂川流域全体の治水安全度向上のため、流下能力が不足する支川の改修を図るなど、緊急性に配慮した河川整備の促進や本川への負担を軽減するため、支川における親水公園の整備などによる雨水の貯留・浸透措置などの内水対策に取り組みます。
- 治水計画の策定段階から地域住民や市民団体との協働の取組を推進します。
- 集中豪雨などによる浸水被害の軽減に向け、支障となる樹木の伐採や堆積土砂の除去などの適正な維持管理を図ります。
- 日吉ダムについては、大雨などの危険時における洪水調節を引き続き要請します。

<震災・火災対策>

- 市街地において、各地域の防災性の向上を図るため、亀岡運動公園などの防災活動拠点となる公園整備を推進するとともに、災害時の避難路・避難地・ヘリポートとして利用可能なスペースや農地のオープンスペースを確保するなど、都市防火区画や防災環境軸の整備により、災害に強い都市構造の構築を図ります。
- 公的建築物や民間住宅について、補助制度などを活用した耐震化や耐震改修を推進します。
- 水道及び下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気、ガス、通信事業者との連携により、ライフラインの耐震化を促進します。
- 地域住民との話し合いのもと、都市の耐火性の向上を図るため、住居系用途地域への防火地域・準防火地域の指定区域の拡大を検討します。

都市防災の方針図



凡 例	
森林地域	
河川（一級河川を表示）	
広域避難場所	
防災拠点	
緊急輸送道路	
市街地地域	
市街地拡大検討地区	
産業拠点	
複合都市機能地区	

- 「亀岡市地域防災計画」に基づき、現状に即応した総合的な防災体制の確立を図ります。
- 森林経営管理制度の活用などによる山林の維持保全を図ります。
- 桂川について、「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」に基づき、上下流バランスに配慮しながら、霞堤の段階的な嵩上げなどの河川改修を促進します。
- 防災活動拠点となる公園整備の推進や災害時の避難路・避難地・ヘリポートとして利用可能なスペースの確保など、災害に強い都市構造の構築を図ります。

2-7. 公共施設などの整備方針

【基本方針】

- 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに向け、教育関連施設や保健・医療関連施設、福祉関連施設などの公共施設の適正な配置と多文化共生を視野に入れた整備・充実を図ります。
- 既存の公共施設については、「亀岡市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持修繕による長寿命化を図ります。

【整備の方針】

<教育関連施設>

- 校舎の長寿命化や大規模改修を推進するとともに、トイレの洋式化などの整備を図るなど、安全・安心な環境整備を図ります。
- 児童生徒にとって望ましい学習環境・集団活動を形成できるよう、学校区の見直しなど学校規模の適正化を推進します。また、学校区の見直し状況によって施設の跡地については、地域コミュニティの拠点とするなど、地域に応じて適切な活用方法を検討します。
- 地域におけるコミュニティ活動の場や生涯学習の拠点として、教育施設の整備・充実と有効活用を図ります。
- 亀岡市立幼稚園の幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育総合センターの機能強化を推進します。
- 保津保育所については、保育環境の向上及び保育ニーズへ対応するため、施設移転による保育環境整備を推進します。また施設の跡地については、民間への売却などにより効果的な活用方法を検討します。

<保健・医療施設>

- 市立病院については、地域医療の拠点として適正な維持管理を推進します。
- 乳児期から高齢期までのライフステージに応じ、地域に根ざした切れ目のない保健・医療施設の充実を図ります。
- 子どもの育ちと子育て家庭に対する切れ目のない支援を推進するため、BCome+のワンストップ機能の活用や子育てコリドー（回廊）の形成を図ります。

<福祉関連施設>

- 「亀岡市いきいき長寿プラン」に基づいた高齢者福祉施設などの整備・充実を図ります。
- 「第4期亀岡市障がい者基本計画」及び「第6期亀岡市障がい福祉計画」に基づき、障がい者の地域生活を支える福祉サービス提供施設の整備・充実を図ります。

- 地域包括支援センターについては、高齢者の自立支援と要介護状態の重症化防止のため、施設の体制強化と充実を図ります。
- 保育所（園）や認定こども園については、安全・安心な保育環境の整備を推進するとともに、施設の適正な規模、配置を検討します。

<生涯学習など社会教育関連施設>

- ガレリアかめおかについては、修繕計画に基づき、施設の修繕と設備の更新を推進します。
- 森のステーションかめおかについては、本市の特産品である天然砥石や薬膳食材であるチョロギの展示・体験や、自然豊かな環境を活かした宿泊施設としての活用を推進します。
- 梅岩の里生誕地の整備を推進するとともに、そのあり方について市民や自治会、関係団体などと連携し研究を行い、多様な学習活動の提供や情報発信などができる拠点施設としての活用を図ります。
- 文化資料館については、新資料館構想を踏まえ、文化施設のあり方・設置について、検討を進め、具体化を図ります。
- 「史跡丹波国分寺跡整備基本計画」に基づく事業を推進します。
- 市民の健康増進や相互交流を促進するための、スポーツ・レクリエーション施設整備を推進します。

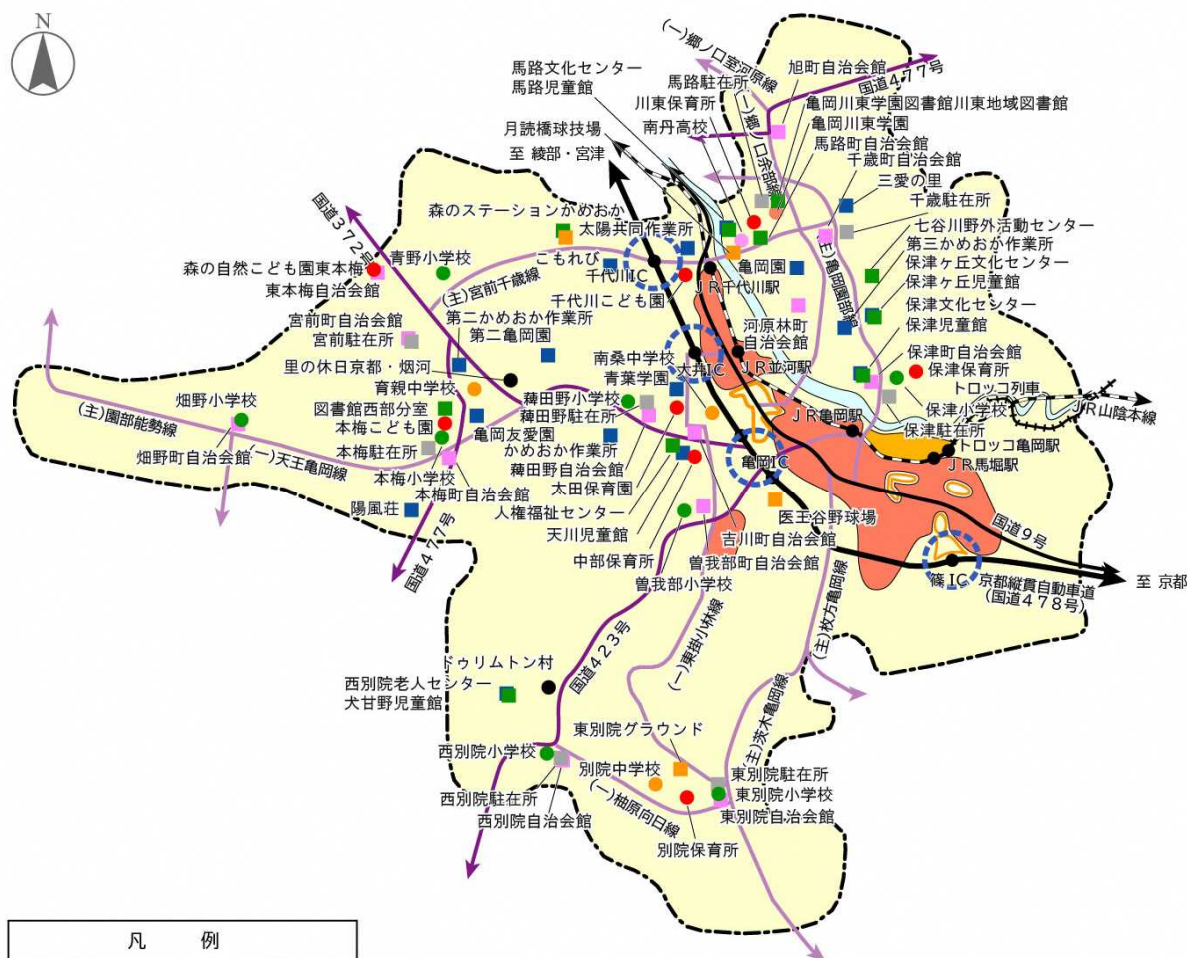
<火葬場施設>

- 新火葬場の整備にあたっては「亀岡市新火葬場整備基本計画」に基づき周辺環境と調和のとれた施設整備を図ります。

<その他の施設>

- 「亀岡市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの効果的な活用・再編と効率的な維持管理を推進します。
- 地域拠点における中核的なコミュニティ施設として各町自治会館の機能の充実・強化を推進します。
- 地域の治安拠点である交番・駐在所の機能の充実・強化を要望します。
- 上下水道部庁舎の跡地について、効果的な活用方法を検討します。
- 月読橋周辺の川とふれあうエリアについては、スポーツ施設の利便性向上をはじめ、川の駅・亀岡水辺公園を中心としたレクリエーション機能の充実を検討します。
- 地域住民への買い物支援と地域コミュニティの活性化を目的とした地域活動拠点施設の整備を支援します。
- その他、社会経済情勢の変化や土地利用の動向に応じて、必要な施設の配置を検討します。

公共施設などの整備方針図（市域全域）



凡 例	
保育所・保育園・幼稚園	●
小学校	●
中学校	●
小中一貫校	●
高校	●
介護・福祉施設	■
生涯学習など社会教育関連施設	■
社会体育施設	■
警察・消防署	■
自治会館	■
その他	●
市街地地域	■
市街地拡大検討地区	■
産業拠点	■
複合都市機能地区	■

- 校舎の長寿命化や大規模改修を推進するとともに、トイレの洋式化などの整備を図るなど、安全・安心な環境整備を図ります。
- 乳児期から高齢期までのライフステージに応じ、地域に根ざした切れ目のない保健・医療施設の充実を図ります。
- 「亀岡市いきいき長寿プラン」に基づいた高齢者福祉施設などの整備・充実を図ります。
- 「亀岡市新火葬場整備基本計画」に基づき周辺環境と調和のとれた施設整備を図ります。
- 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの効果的な活用・再編と効率的な維持管理を推進します。

※ 計画期間中に施設の新設、廃止、名称変更などを行う可能性があります。
（図中の施設は令和3（2021）年3月末時点）

■公共施設などの整備方針図（市街地とその周辺部）



凡 例			
保育所・保育園・幼稚園		生涯学習など社会教育関連施設	
小学校		社会体育施設	
中学校		警察・消防署	
高校		火葬場	
大学		その他	
市庁舎		市街地地域	
保健施設		市街地拡大検討地区	
医療施設		産業拠点	
介護・福祉施設		複合都市機能地区	

※ 計画期間中に施設の新設、廃止、名称変更などを行う可能性があります。
(図中の施設は令和3(2021)年3月末時点)

3. 整備方針とSDGsとの関係



SDGsの17のゴール		1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう																	
【整備方針】																			
部門別方針	市街地及び集落地などの整備方針		2 飢餓をゼロに 6 安全な水とトイレを世界中に 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
	交通体系の整備方針	①総合交通体系	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
		②公共交通体系	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
		③道路体系	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
	環境保全及び公園・緑地整備の方針	①環境保全	2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
		②公園・緑地など	3 すべての人に健康と福祉を 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
	景観形成及び観光振興の整備方針		8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
	供給処理体系の整備方針	①水道供給	2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
		②污水处理	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
		③雨水処理	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう																
④廃棄物処理など		6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう																	
都市防災の方針		9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう																	
公共施設などの整備方針		1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう																	

※ 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標で、地球上の誰一人として取り残さないことを理念に掲げています。本市では令和2（2020）年度に内閣府よりSDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業に選定されています。